

社会福祉法人ファミリーケアサービス行動計画

令和5年4月1日策定

仕事と生活の調和を応援し、職員全員が働きやすい職場環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できる職場環境の整備に取り組む。

1 計画期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間

2 内容

目標1 妊娠中や出産後の女性職員の健康確保のため相談体制を整備する

対策 令和2年4月～

- ① 相談窓口を設置し、全職員に周知する
- ② 全職員に母性健康管理に関する情報提供を行う
- ③ 本人または配偶者の妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業制度について説明を行う

目標2 育児休業取得状況を次の水準とする。

男性職員…3名以上

女性職員…育児休業取得率95%

対策 令和2年4月～

男女とも育児休業が取得しやすい職場環境をつくるため以下を実施する

- ① 育児休業に関する資料を作成し、職場回覧等により全職員、特に男性職員に周知する
- ② 育児休業が取得しやすい職場の雰囲気づくりのため、幹部職員に対して会議等で法人の方針を徹底する
- ③ 職員の経済的な不安感を軽減するため、「育児休業給付金」や育児休業期間中の社会保険料の免除、その他、県の制度について職場回覧等により周知する

目標3 男性の育児休業取得促進のための意識啓発を行う

対策 令和5年4月～

全職員へ周知（パンフレットを配布）する。

目標4 子どもの安全のための防犯活動を行う。

対策 令和5年4月～

法人所有の車両に「子ども安全パトロール」などのステッカーを貼り、送迎や現場への移動の際に、トラブルに巻き込まれそうな子どもの保護や関係機関への通報などの防犯活動を行う

目標5 時間外勤務縮減のための新たな取り組みを行い、計画期間の職掌別平均時間外数を前年度実績の80%以下とする。

対策 令和5年4月～

- ① 会議等において、周知啓発を行う。
- ② ノー残業デーの設定を検討する。
- ③ 仕事の進め方を職場内で見直す。

目標6 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会を提供する。

対策 令和5年4月～

県内、近県の学校への周知を行う。

目標7 年次有給休暇の取得が少ない職員の対する取得の促進に取組む。

対策 令和5年4月～

- ① 年次有給休暇取得状況について実態を把握
- ② 社内検討会で取得促進策の検討
- ③ 年休取得が少ない者に対する働きかけ

目標8 女性管理職割合を30%程度まで増やす。

対策 令和5年4月～

- ① 各部署で上司が職員の育成計画を作成し、職員に共有する。
- ② 管理職候補となる男女社員に対して管理職育成研修を実施の検討